

一般廃棄物最終処分場管理運営事業  
業務仕様書

石垣市

## 第1章 総則

一般廃棄物最終処分場管理運営事業業務仕様書（以下、「業務仕様書」という。）は石垣市が一般廃棄物最終処分場（以下、「本施設」という。）の運転維持管理業務について、その安全性を確保しつつ、効率的、総合的及び一体的な業務を目的として、石垣市一般廃棄物最終処分場包括管理運営事業（以下「本事業」という。）に適用するものである。

業務仕様書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については業務仕様書に明記されていない事項であっても、事業者の責任においてすべて完備あるいは遂行するものとする。

### 1. 事業概要

本事業は事業者の本施設の運転、管理、埋立、日常点検、補修（小規模）、消耗品等の調達など（以下、「運転維持管理業務」という。）を委託するものである。

事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入されるごみを適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、事業者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的かつ施設の長寿命化に配慮した運転維持管理を行うものとする。

### 2. 基本事項

#### (1) 事業名

一般廃棄物最終処分場管理運営事業

#### (2) 事業実施場所

石垣市字大浜上辻原地内

#### (3) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、そのほか関連業務である。

#### (ア) 事業期間

事業準備期間：協定締結日の翌日から平成31年6月30日まで

事業期間：平成31年7月1日から平成34年6月30日まで

#### (4) 事業準備期間

#### (ア) 業務引継ぎ計画書の作成

#### (5) 対象施設

本事業の対象施設は別紙1のとおりである。

#### (6) 石垣市の業務範囲

#### (ア) 業務実施状況、財務状況のモニタリング

#### (イ) 処理対象物の搬入（不燃系そごみ）

#### (ウ) 住民対応

#### (エ) 行政視察対応

### 3. 一般事項

(1) 事業者は、本事業の実施にあたり、本施設が循環型社会形成を推進する中核施設であること。また、住民の理解を得た上で運転維持管理することを十分認識した上で、

適切な運転維持管理に努めること。

(2)ごみの適正処理

本施設の基本性能を発揮させ、搬入される廃棄物を常に滞ることなく適正に処理・処分すること。

(3)適正な運転維持管理

本施設を安定かつ適正に稼働させ住民に安全及び安心を与えられる運転維持管理に努めること。

(4)環境の保全環境負荷の低減と環境保全に十分配慮すること。

(ア)公害防止への配慮

(イ)省エネルギー対策の実践

(ウ)リサイクル・再資源化の積極的な推進

(5)安全の確保

常に安全性を確保し、災害等の発生時においても迅速な対応が行えるよう運転維持管理を行うこと

(ア)本施設における安全性の確保

(イ)二次災害の発生防止

(ウ)災害等による大量排出の廃棄物に対する適正処理への対応協力

(6)適切な安全の確保

本事業が長期契約であることを十分に配慮し、安定した事業継続が図られるよう適切な事業計画を立案すること。

(ア)長期にわたり安定した経営計画・事業収支計画の作成・実施

(イ)適切なリスク管理計画の作成・実施

(ウ)安定継続のための信用保管

(7)業務仕様書などの遵守

事業者は業務仕様書、事業契約書、事業提案書に記載の要件を遵守すること。

(8)関係法令等の遵守

事業者は関係法令などを遵守すること。

(9)石垣市及び官公庁などの指導など

事業者は石垣市及び関係官公庁などの指導等に従うこと。

(10)官公庁等への申請

事業者は石垣市が行う本施設の運転維持管理に係る官公庁等への申請などに協力し、事業者の負担と責任により必要な書類、資料等を作成すること。

(11)石垣市及び官公庁等への報告

事業者は、本施設の運転維持管理に関して石垣市及び官公庁等が要求する報告、資料提供等速やかに対応すること。なお、官公庁等からの報告、資料提供等の要求については、石垣市の指示に従うこと。

(12)立入検査

事業者は本施設の運転維持管理に対する立入検査等に全面的に協力すること。

(13)関係事業等への協力

事業者は本施設周辺で石垣市及び関係団体が行う事業等に対し、石垣市の要請に

基づき協力すること。

(14) 保険への加入

事業者は本事業において必要と考える保険に加入すること。加入する保険の種別等については、石垣市と協議の上、決定すること。

(15) 許認可等の取得

事業者は事業準備期間に本事業の実施にあたり必要な許認可を取得すること。

(16) 車両・重機等

本事業において必要な車両・重機等については事業者が責任を持って用意し、車両・重機一覧を石垣市に提出し承諾を得ること。必要な維持管理費（重量税、自賠責保険料、任意保険料、燃料、検査・点検・整備費用など）は、事業者が負担すること。

(17) イベント・災害発生時のごみの処理

石垣島まつりなどの市主催イベント及びその他不測の事態により、業務仕様書に示す計画搬入量を超える多量のゴミが発生する場合や搬入時間を大きく超える場合などの状況に対して、その処理・処分を石垣市が実施しようとする場合、事業者は石垣市に協力すること。

(18) 提出書類の変更

事業提案書において、業務仕様書に適合しない箇所が発見された場合は事業者の責任において業務仕様書を満足させる変更を行い、提案すること。

(19) 業務仕様書記載事項

(ア) 記載事項の補足等

業務仕様書に記載された事項は、本事業における基本的内容について定めたものであり、これを上回って運転維持管理することを妨げるものではない。業務仕様書に記載されていない事項であっても、本施設の運転維持管理のために事業者が必要と判断し提案した事項については、すべて事業者の責任において実施すること。

(イ) 参考図書の取り扱い

業務仕様書の図表などにおいて「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は本施設の運転維持管理のために事業者が必要と判断するものについては、すべての事業者の責任において実施すること。

(ウ) 契約金額の変更

事業提案書の提出後に上記①、②により事業内容の変更があった場合、契約金額の増減等の手続きは行わない。

(20) 事業期間終了後の取り扱い

石垣市は事業期間終了後、さらに長期にわたり一般廃棄物最終処分場を使用する計画である。事業者はそのことを踏まえ、事業期間終了時における一般廃棄物最終処分場の状態がその後の使用に支障がない状態に保たれていることを前提に本事業を実施し、事業期間終了時まで適切な維持管理、補修、更新及び延命化工事などを行うこと。

(ア) 事業期間終了後の機能検査

- ① 事業者は運転期間終了後も施設を継続使用等することに支障が無い状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を石垣市立会いの下に実施すること。なお、「継続使用等する」とは、運転期間満了後も継続して使用することに支障がある場合は、事業者は自らの費用負担において必要な補修等を実施すること。
- ② 当該検査の結果、本施設が運転期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、石垣市は運転期間終了時の確認とする。また、当該検査の結果、本施設が継続して使用することに支障がある場合は、事業者は自らの費用負担において必要な補修等を実施すること。
  - (a) 基本性能を満たしている。
  - (b) 建物の主要構造部等に大きな破損や汚損等がなく良好な状態である。
  - (c) 外部の仕上げや機器等に大きな汚損が無く良好な状態である。
- ③ 運転期間終了後、本施設の継続使用等において不具合等が生じた場合、事業者は不具合等の改善に対して協力を行うこと。

(イ) 事業期間終了後の運転方法の検討

- ① 石垣市は事業期間終了の1年前から事業期間終了後の本施設の運転維持管理方法について検討する。事業者は石垣市の検討に協力すること。
- ② 石垣市が事業期間終了後の本施設の実施を自ら実施するか、又は公募等の方法により新たな事業者を選定する場合、事業者は次の事項に関して協力すること。
  - (a) 事業者が所有する資料の開示
  - (b) 本施設及び運転維持管理状況の視察
  - (c) 新たな事業者との引継ぎ業務（事業期間の3ヶ月程度）
  - (d) その他新たな事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- ③ 事業期間終了後に本施設の運転に必要な用役を補充すること。また、予備品や消耗品等は6ヶ月間使用できる量を補充すること。
- ④ 石垣市が事業期間終了後の本施設の運転維持管理を自ら実施すること及び公募等に供することが適切でないと判断した場合、事業者は本施設運転維持管理の継続に関する協議に応じること。
  - (a) 石垣市は事業者と本事業の再契約について協議を開始する。事業期間終了日の半年前までに石垣市と事業者が合意した場合には、合意された内容に基づき、本事業の再契約に向けた手続きを開始する。
  - (b) 本事業の再契約に係る協議において、石垣市と事業者の合意が運転期間終了の半年前までに成立しない場合は、運転期間終了日をもって本事業は終了する。
  - (c) 石垣市が事業者と事業期間終了後の運転の再契約について協議する場合、事業期間終了後の運転維持管理業務に関する委託料は事業期間中の委託料に基づいて決定する。このために、事業期間中の次の事項に

関する費用明細及び事業期間終了翌年度の諸実施計画を委託期間終了日の3ヶ月前までに提出すること。

- ・人件費
- ・運転経費
- ・維持管理費（点検、検査、補修、更新費用）
- ・用役費
- ・運転期間中の財務諸表
- ・その他必要な経費

#### 4. 公害防止基準

公害防止基準については別紙2のとおりとする。なお、公害防止基準については平成29年度時の基準である。

#### 5. 用役条件

- (1) 契約電力 高圧電力A型
- (2) 用水 地下水及び石垣市水道事業
- (3) 電話 事業者用回線は、事業者が必要分を電話会社と契約する

## 第2章 運転維持管理体制

### 1. 全体組織計画

事業者は事業期間開始前までに適切な組織構成による全体及び施設別の組織計画を作成し、報告すること。

- (1) 事業者は本施設の運転維持管理を適切に行うための人員を配置すること。
- (2) 事業者は本施設の運転維持管理を行うにあたり必要な有資格者と経験者を配置すること。なお関係法令、官公庁等の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。

＜主な有資格者（参考）＞

資格者	関連法令
廃棄物処理施設技術管理士	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
電気工事士（1種又は2種）	電気工事法
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者 （旧第2酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者）	労働安全衛生法
乙種第4類危険物取扱者	消防法
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者（旧特定化学物質等作業主任者講習修了者）	労働安全衛生法、安全衛生特別教育規程
車両系建設機械運転技能講習修了者	労働安全衛生法、安全衛生特別教育規程
床上操作式クレーン技能講習修了者	労働安全衛生法、安全衛生特別教育規程
フォークリフト運転技能講習修了者	労働安全衛生法、安全衛生特別教育規程

### 2. 労働安全衛生・作業環境管理体制

- (1) 事業者は労働安全衛生法管理法令に基づき、事業者の安全と健康を確保するために必要な管理者や組織等を整備すること。
- (2) 事業者は安全衛生管理体制を石垣市に報告すること。体制を変更した場合も同様とする。

### 3. 防災管理体制

- (1) 事業者は、消防法・健康基準法など関係法令に基づき、本施設の防災上必要な管理者や組織などを整備すること。
- (2) 事業者は、整備した防災管理体制について石垣市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (3) 事業者は、防災管理上必要がある場合は石垣市と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (4) 事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えられるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (5) 事業者は緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、石垣市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は、作成した緊急対応マ

ニユアルについて必要に応じて随時改定を行うこと。

- (6) 事業者は、地震・台風・大雨等の警報発令時、火災・事故・作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、石垣市等への連絡体制を整備すること。
- (7) 事業者は整備した自主防災組織について石垣市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (8) 緊急時に樹種防災組織及び連絡体制が適切に機能するように定期的に防災訓練等を行うこと。
- (9) 事業者は事故が発生した場合は、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに石垣市に報告すること。また、報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、石垣市に報告すること。

#### 4. 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の石垣市等への連絡体制を整備し、石垣市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

#### 5. 施設警備・防犯体制

- (1) 事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した警備・防犯体制を石垣市に報告すること。警備・防犯体制に変更があった場合も同様に報告すること。
- (3) 事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (4) 事業者は必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

#### 6. 見学者対応

本施設の見学を希望する者の予約受付、日程調整等は石垣市が行うものとし、事業者は施設見学の案内、説明などを行うこと。

#### 7. 市民対応

事業者は常に適切な運営・維持管理を行い、石垣市の要請がある時は石垣市とともに本施設の運転状況の説明を行い、市民及び周辺住民の理解、協力を得るように努めること。なお、市民などによる意見等があった場合は、石垣市と協議の上、適切に対応し、その結果を石垣市に提出・報告すること。

#### 8. 帳票類の管理

事業者は本事業に伴う各組織の管理運営に必要な帳票類を整備し、管理運用する。なお、石垣市より報告・提出を求められた場合は速やかに提出すること。

#### 9. 調査票の回答

事業者は、本施設のアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、石垣市の指示に基づき対応すること。

#### 10. 地域経済への配慮

事業者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守した上で、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮をすること。



## 第3章 運転管理業務

---

### 1. 運転管理業務

#### (1) 本施設の運転業務

- (ア) 事業者は、本施設を適切かつ経済的に運転し、関係法令や公害防止基準等を遵守して、事業者の責任と費用負担により搬入される廃棄物を適切に処理処分すること。
- (イ) 事業者は関係法令や公害防止基準等を満たして運転がなされていることを自らが行う検査によって確認すること。

#### (2) 運転管理マニュアル

- (ア) 事業者は施設の運転管理に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、同マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- (イ) 事業者は、施設の運転管理状況に応じて、運転管理マニュアルを適時改善すること。

#### (3) 運転管理計画

- (ア) 事業者は、計画処理量に基づく運転及び施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画書を毎年度作成し、石垣市の承認を得ること。
- (イ) 事業者は、年間運転計画書に基づき、月間運転計画書を作成し、石垣市の承諾を得ること。
- (ウ) 事業者は年間運転計画書及び月間運転計画書に従って運転管理業務を実施すること。

#### (4) 運転管理記録の作成及び報告・提出

事業者は各施設機器の点検データ、運転データ及び電気などの用役データを記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故などの内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、石垣市に報告、提出すること。

#### (5) 事業準備期間の計量棟・一般廃棄物最終処分場の運転管理

##### (ア) 運転教育計画の作成

事業準備期間中、事業者は一般廃棄物最終処分場に関して準備期間中に石垣市と協議の上、運転教育計画をもとに、既存事業者及び石垣市又は石垣市が指定する者より施設の運転管理等の引継ぎを行わなければならない。

##### (イ) 引継ぎ要員の確保

事業準備期間に係る運転管理等の教育・訓練を受ける要員については、予め事業者の費用により確保すること。

### 2. 計量棟に係る運転管理業務

#### (1) 受入れ管理

- (ア) 事業者は計量棟において、廃棄物の重量を計量し、記録すること。
- (イ) 事業者は廃棄物を搬入するものに対して、搬入廃棄物の排出地域、性状、形状、内容について石垣市が定める基準を満たしていることを確認すること。搬入廃棄

物が基準を満たしていない場合は、適切な搬入指導を行うこと。

(2)案内・指示

事業者は、廃棄物の搬入車両に対し、各施設までの経路と廃棄物の荷卸ろし場所について案内・指示を行うこと。

(3)手数料等収納

(ア)事業者は一般廃棄物最終処分場に直接廃棄物を搬入する者より、石垣市が定める手数料等を石垣市が定める方法により石垣市の代わりに収納すること。

(イ)事業者は収納した手数料を事業契約書に定める方法によって石垣市に引き渡すこと。

(4)受付期間

受付時間は月曜日から土曜日までの午前8時半から午後4時までとする。ただし、1月1日～3日は除く。なお、石垣市が事前に指示する場合は、上記に係らず受け業務を行うこと。

3. 一般廃棄物最終処分場に係る運転管理業務

(1)年間運転日数

本施設に搬入されるごみを滞ることなく適正に処理するために必要な運転日数とすること。

(2)搬入時間

搬入時間は午前8時半から午後5時迄とする。

(3)本事業運営期間中の処理量の参考値として平成29年度の実績を示す。

(ア)処理量

<施設搬入実績及び処理量予定(単位 t)>

項目 (t)	平成28年	平成29年
不燃ごみ	1,421.74	1,428.05
不燃そ大ごみ	381.61	302.46
アルミ缶	189.85	167.84
スチール缶	93.89	90.90
基板	0.15	0.000
コード	3.672	3.595
段ボール	2,497.34	2,616.81
紙パック	20.34	18.16
新聞・チラシ	289.21	271.93
雑誌	536.87	504.92
ペットボトル	339.89	354.18
ボトルキャップ	24.79	26.39
発泡スチロール	16.43	13.50
透明ビン	222.58	224.79
茶色ビン	208.71	195.30
その他色びん	123.83	134.95

金属類	321.89	202.84
容器プラ	358.380	375.370
廃蛍光管等	5.93	8.25
焼却成形灰	1,225.38	1,237.56
焼却不燃物	352.53	272.38
汚泥	460.46	445.60
覆土	244.56	269.00

#### (4) 搬入管理

- (ア) 事業者は、安全に搬入が行われるよう必要に応じて誘導員を配置し、搬入車両に対して適切な誘導・指示を行うこと。
- (イ) 事業者は搬入される廃棄物について、処理不適切物の混入防止に努めること。
- (ウ) 事業者は処理不適切物を発見した場合は回収して施設内に保管すること。その後、石垣市と協議し対応を講じること。
- (エ) 事業者は搬入される廃棄物の荷卸ろし時に適切な指示を行うこと。

#### (5) 搬入物の性状分析

- (ア) 事業者は一般廃棄物最終処分場に搬入された廃棄物の性状を定期的に分析すること。
- (イ) 分析項目等は「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和52年11月4日環整第95号）」に基づくこと。

#### (6) 適正処理

事業者は関係法令及び公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。

#### (7) 資源物の管理

- (ア) 事業者は、資源物の品質確保、資源物の管理及び引渡しに関する内容について、その具体的な方法等を記載した資源物管理計画書を作成し、石垣市の承諾を得ること。
- (イ) 事業者は安定して適正な資源化が行われる様、回収物の品質を確保すること。
- (ウ) 事業者は、資源物の品質が引き取り業者の求める品質を満足しない場合は、事業者の責任において適正処分すること。なお、資源物の品質低下が事業者の責任でないことが明確な場合はこの限りではない。
- (エ) 事業者は、不燃ごみ、大型ゴミなどから選別した資源物および分別収集した資源物を適切に保管し、引渡し先への連絡及び引渡しを行うこと。
- (オ) 資源物の引渡し前に計量設備により計量すること。
- (カ) 資源物の搬出車への積み込みを行うこと。

## 第4章 維持管理業務

### 1. 維持管理業務に係る事項

#### (1) 基本性能の確保・維持

(ア) 事業者は関係法令や公害防止基準等を遵守し、搬入される廃棄物の適切な処理処分が行えるよう本施設の基本性能を確保・維持するために必要な維持管理業務を行うこと。

(イ) 事業者は、本施設の基本性能を事業期間中維持すること。

#### (2) 備品・什器・物品・用役の調達

(ア) 事業者は年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画及び月間調達計画）を作成し、石垣市の承諾を得ること。

(イ) 事業者は調達計画を変更する場合には石垣市と協議し、石垣市の承諾を得ること。

(ウ) 事業者は調達計画に基づき、備品・什器・物品・用役の調達を行うこと。

#### (3) 備品・什器・物品・用役の管理

(ア) 事業者は調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

(イ) 事業者は調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

#### (4) 工具・測定機器の管理

(ア) 本施設の運転に必要な工具・測定機器等は常時使用できるように適切に管理すること。

(イ) 本施設の運転に必要な工具・測定機器等について新たに調達または更新の必要がある場合は事業者が調達または更新すること。

#### (5) 施設の点検管理

事業者は本施設の点検等により損傷を発見した場合には速やかに補修を行うこと。

No	点検項目	概要	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用機器の維持管理を行う	点検・補修、清掃作業
2	定期点検	定期的に点検（週例・月例・3ヶ月点検）を行い、機器の故障を未然に防止する。	巡回点検

#### (6) 機器台帳の作成・管理

事業者は補修及び更新の内容に基づき、機器台帳を作成・改訂すること。

#### (7) 点検・検査計画

(ア) 事業者は点検・検査計画に基づき、施設の運転に支障を与えず効率的に点検・検査が実施できるよう点検・検査計画書を作成し、石垣市の承諾を得ること。

(イ) 点検・検査実施計画書については日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度など）を記載すること。

(ウ) 事業者は点検・検査計画書を変更する場合には、石垣市と協議し石垣市の承諾を

得ること。

(8)点検・検査の実施と報告

- (ア)事業者は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて点検・検査を実施すること。
- (イ)日常点検で異常を発見した場合や故障を発見した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。
- (ウ)点検・検査に係る記録は適切に管理し、事業期間中または石垣市との協議による年数保管すること。
- (エ)点検・検査結果報告書を作成し、石垣市に提出・報告すること。

(9)補修計画書の作成

補修とは、施設の基本性能を維持するために必要な修理及び機器更新（各機器により耐用期間が異なる）並びに建築施設・設備の修理及び機器更新である。

- (ア)事業者は事業期間に通じた補修計画を作成し、石垣市に提出し、承諾を得ること。補修計画策定にあたり、季節変動（ごみ搬入量、外気温）を十分考慮すること。
- (イ)事業者は点検・検査結果に基づき、補修計画書を毎年度更新し、石垣市に提出すること。更新した補修計画について石垣市の承諾を得ること。
- (ウ)事業者は点検・検査結果及び年間補修計画に基づき、月間補修計画書を計画し、石垣市の承諾を得ること。

(10)補修の実施

- (ア)石垣市は月間補修計画に基づき、補修を行うこと。
- (イ)各機器の補修に係る記録は、事業期間中適切に管理すること。

(11)更新計画書の作成

- (ア)事業者は事業期間内における一般廃棄物最終処分場の基本性能を確保・維持するために機器の耐用年数等を考慮した事業期間内の更新計画書を作成し、石垣市の承諾を得ること。
- (イ)事業者は、事業期間内に石垣市が求める場合には最新の更新計画書を提出すること。

(12)更新工事の実施

- (ア)事業者は更新計画書に基づき、更新工事の対象となる機器の耐久度や孫も独活を勘案し、効率的な機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- (イ)更新工事に際しては、更新工事施工計画書を作成し、石垣市の承諾を得ること。
- (ウ)機器更新の更新に係る記録は事業期間中適切に管理すること。

(エ)改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し、石垣市と協議すること。なお、改良保全とは著しい技術または運転維持管理手法の革新等（以下、「革新技術等」という。）がなされ、本事業において当該事業を導入することにより短期的、若しくは長期的に作業量の軽減や省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤やその他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減が見込めるような改良をいう。

2. 計量棟に係る維持管理業務

(1) 施設の機能維持

事業者は、計量棟の基本性能を事業期間中満たすこと。

(2) 施設の維持管理

事業者は計量棟の点検・検査を実施し、必要な措置を講じること。

3. 一般廃棄物最終処分場に係る維持管理

(1) 施設の機能維持

事業者は一般廃棄物最終処分場の基本性能を運転期間中維持すること。

(2) 施設の維持管理

事業者は、一般廃棄物最終処分場の点検・検査を実施し、必要な対策を講じること。

## 第5章 環境管理業務

---

### 1. 環境保全

- (1) 事業者は、関係法令や公害防止基準等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 事業者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合は、石垣市と協議すること。
- (4) 事業者は環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、石垣市の承諾を得ること。
- (5) 事業者は環境保全計画書に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認し、石垣市に報告すること。

### 2. 作業環境管理

- (1) 事業者はダイオキシン類対策特別措置法及び労働安全衛生法を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 事業者は作業環境管理基準を定めること。
- (3) 事業者は、法改正などにより作業環境管理基準を変更する場合は、石垣市と協議すること。
- (4) 事業者は作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画書を作成し、石垣市の承諾を得ること。
- (5) 事業者は、作業環境管理計画書に基づき作業環境状況を確認し、石垣市に報告すること
- (6) 事業者は作業に必要な保護具及び測定器などを整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (7) 事業者は、廃棄物処理施設における標準的な安全作業の手順等を定めた安全作業マニュアルを作成し、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。また、安全作業マニュアルは作業状況等に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (8) 事業者は、労働安全・衛生上必要がある場合は、石垣市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (9) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。
- (10) 業者は、従事者に対して定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (11) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の開催にあたっては、事前に石垣市に連絡を行うこと
- (12) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

## 第6章 情報管理業務

---

### 1. 各種報告

- (1) 事業者は年間運転計画書、月間運転計画書を作成し、石垣市に提出すること。
- (2) 事業者は、ごみ搬入量、ごみ搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報などを記載した運転管理報告書を作成し、石垣市に提出すること。
- (3) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査報告書を作成し、石垣市に提出すること。
- (4) 事業者は補修計画を記載した更新計画書、更新結果を記載した更新報告書を作成し、石垣市に提出すること。
- (5) 事業者は、更新計画を記載した更新計画書、更新結果を記載した更新報告書を作成し、石垣市に提出すること。
- (6) 事業者は、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書、環境保全計画に基づき確認した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、石垣市に提出すること。
- (7) 事業者は作業環境管理の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業管理計画書、作業管理計画書に基づき確認した作業環境管理状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、石垣市に提出すること。
- (8) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は石垣市と協議の上、決定すること。

### 2. 施設情報管理

- (1) 事業者は、一般廃棄物最終処分場に関する各種マニュアル、図面等を事業期間中適切に管理すること。
- (2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、一般廃棄物最終処分場に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 事業者は一般廃棄物最終処分場の運転維持管理に必要な管理記録項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目について管理記録報告書として取りまとめること。
- (4) 事業者は石垣市の要請に応じ、各種マニュアル、図面類、帳票類、管理記録報告書を提出すること。



## 第7章 その他関連業務

---

### 1. 清掃

事業者は、一般廃棄物最終処分場の清掃計画を作成の上、施設内を常に清潔に保つこと。特に見学者など、第三者の立ち入る場所は常に清潔な環境を保つこと。

### 2. 植栽管理

事業者は、植栽等の管理方法や選定頻度等を定めた植栽管理計画書を作成し、石垣市の承諾を得ること。

### 3. 見学者対応

(1)事業者は、施設の見学を希望する者の受付、案内、説明などを行うこと。

(2)原則として、年末年始(12月29日～1月3日)、日曜日は見学者の対応を行わないこと。

(3)行政視察対応は石垣市が行う。ただし、石垣市からの要請があった場合には代理で行うこと。

### 4. 住民対応

(1)事業者は、常に適切な運転維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。

(2)事業者は住民などの意見等を受け付けた場合には、速やかに石垣市に報告すること。

(3)住民などへの対応は原則として石垣市が行う。ただし、石垣市からの要請があった場合には協力すること。

### 5. 調査票の回答

事業者は、アンケート等の調査依頼があった場合は、石垣市の指示に基づき、対応すること。

### 6. 地域振興

事業者は、石垣市からの雇用、地元企業への発注により、地元企業、被雇用者の育成、雇用拡大等の地域経済への貢献に配慮すること。また、環境学習、環境保全に関する情報提供など周辺住民への配慮を行うこと。

### 7. その他管理

(1)事業者は、石垣市と協議の上、門扉の管理計画書を作成すること。

(2)事業者は管理計画書に基づき、管理を行うこと。

### 8. セルフモニタリング

事業者は、本事業が業務仕様書及び事業契約書等に定める要件を満たしていることを確認するため、セルフモニタリングを行うこと。

別紙1 対象施設

1. 中間処理施設（平成29年度の実績値）

対象資源物	概要	備考
収集概要	<p>主な区分け</p> <p>①缶類 アルミ缶、スチール缶、その他缶類（缶詰、蚊取り線香缶など）</p> <p>②びん、ペットボトル 飲料ビン類、ペットボトルなど</p> <p>③プラスチック製容器包装 発泡スチロール、カップめんなど</p> <p>④家庭用金属類 電気コード、一斗缶、鍋など</p> <p>⑤古紙類 ダンボール、新聞誌、紙パックなど</p>	
缶類処理	缶類混合の中から、スプレー類を手選別、アルミ、スチール(缶詰含む)をプレスする。	<p>【アルミ】</p> <p>年間搬入 約90.90t/年 最大搬入 9.12t/7月</p> <p>【スチール】</p> <p>年間搬入 約167.9t/年 最大搬入 16.92t/6月</p>
びん・ペットボトル	<p>①手選別によりびん・ペットボトルを分別。</p> <p>②びんは色ごとに再選別</p> <p>③ペットボトルは手作業によりキャップを外し、圧縮する。</p>	<p>【ペットボトル】</p> <p>年間搬入 約354.18t/年 最大搬入 49.70t/8月</p> <p>【ペットボトルキャップ】</p> <p>年間搬出 26.39t/年 最大搬出 3.28t/10月</p> <p>【透明びん】</p> <p>年間搬出 224.79t/年 最大搬出 23.63t/8月</p> <p>【茶色びん】</p> <p>年間搬出 195.30t/年 最大搬出 20.70t/8月</p> <p>【その他色びん】</p> <p>年間搬出 134.95t/年 最大搬出 12.37t/8月</p>
プラスチック容器包装	圧縮し、容器包装リサイクル協会指定の業者へ搬出	<p>【発泡スチロールインゴット】</p> <p>年間搬出 13.50t/年 最大搬出 1.33t/10月</p> <p>【容器プラスチック】</p> <p>年間搬出 375.37t/年</p>

		最大搬出 39.52 t / 8 月
家庭用金属類	一斗缶などのPPバンドは取り外し、金属類部分のみを積み下ろし。圧縮や搬出などは業者対応。小型家電の金属部分や、自転車(サドルなどの非金属部分は選別する。	【金属くず】 年間搬出 202.84t/年 最大搬出 45.11t/8月
古紙類	ダンボール、雑誌類、新聞紙(チラシ含む)、雑誌類、紙パックに選別し、圧縮。	【ダンボール】 年間搬出 2,616.81t/年 最大搬出 2.22t/5月 【紙パック】 年間搬出 18.16t/年 最大搬出 2.22t/5月 【新聞・チラシ】 年間搬出 271.93t/年 最大搬出 31.75t/2月 【雑誌類】 年間搬出 504.92t/年 最大搬出 52.69t/3月
小型家電	プラスチック類と金属類及びその他種類に分解・分別する。	

## 2. 一般廃棄物最終処分場

施設総面積	58,215 m <sup>2</sup>
埋立てごみ	焼却残渣、不燃ごみ、不燃系そ大ゴミ
埋立て面積	15,200 m <sup>2</sup>
埋立て容量	140,000 m <sup>3</sup>
埋立て方式	準好気性埋立、サンドイッチ方式

## 3. 浸出水処理施設

処理能力	日平均処理量 100 m <sup>3</sup> /日		
処理方式	回転円板式生物処理法、凝集沈殿法、急速砂ろ過法、活性炭吸着法、紫外線消毒法、塩素消毒法		
設計水質	項目	原水	処理水
	pH	6.0 ~ 10.0	5.8 ~ 8.6
	BOD	300mg/ℓ	10mg/ℓ 以下
	COD	120mg/ℓ	10mg/ℓ 以下
	SS	300mg/ℓ	10mg/ℓ 以下
	その他		排水基準を定める総理府令及び沖縄県条例の基準値以下であること。

## 4. 付帯施設

計量棟、門扉、雨水調整池、雨水管、桶門など

別紙2 公害防止基準

1. 地下水の水質基準 (最終処分場)

番	項目	基準値 (mg/L)	番	項目	基準値 (mg/L)
1	アルキル水銀	検出されないこと	15	1・2-ジクロロエチレン (シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレンの合計)	≦0.04
2	総水銀	≦0.0005	16	1・1・1-トリクロロエタン	≦1
3	カドミウム	≦0.003	17	1・1・2-トリクロロエタン	≦0.006
4	鉛	≦0.01	18	1・3-ジクロロプロペン	≦0.002
5	六価クロム	≦0.05	19	チウラム	≦0.006
6	砒素	≦0.01	29	シマジン	≦0.003
7	全シアン	検出されないこと	21	チオベンカルブ	≦0.02
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	22	ベンゼン	≦0.01
9	トリクロロエチレン	≦0.03	23	セレン	≦0.01
10	テトラクロロエチレン	≦0.01	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10
11	ジクロロメタン	≦0.02	25	ふっ素	≦0.8
12	四塩化炭素	≦0.002	26	ほう素	≦1
13	1・2-ジクロロエタン	≦0.004	27	1・4-ジオキサン	≦0.05
14	1・1-ジクロロエチレン	≦0.1	28	塩化ビニルモノマー	≦0.002

2. ダイオキシン類

<ダイオキシン類の排出基準値>

番号	項目	対象	基準値 (pg-TEQ/L)
1	ダイオキシン類	処理排水	≦10
2		地下水	≦1

3. 放流水の排水基準

番	項目	基準値 (mg/L)	番	項目	基準値 (mg/L)
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	23	ベンゼン	≦0.1
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	≦0.005	24	セレン及びその化合物	≦0.1
3	カドミウム及びその化合物	≦0.03	25	1・4-ジオキサン	≦0.5
4	鉛及びその化合物	≦0.1	26	ほう素及びその化合物 (※海域以外の公共用水域に排出されるもの)	≦50
5	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N) に限る。)	≦1	27	ふっ素及びその化合物 (※海域以外の公共用水域に排出されるもの)	≦15

6	六価クロム化合物	$\leq 0.5$	28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(※アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	$\leq 200$
7	砒素及びその化合物	$\leq 0.1$	29	水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6
8	シアン化合物	$\leq 1$	30	生物化学的酸素要求量(BOD)	$\leq 60$
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	$\leq 0.003$	31	化学的酸素要求量(COD)	$\leq 90$
10	トリクロロエチレン	$\leq 0.3$	32	浮遊物質	$\leq 60$
11	テトラクロロエチレン	$\leq 0.1$	33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	$\leq 5$
12	ジクロロメタン	$\leq 0.2$	34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	$\leq 30$
13	四塩化炭素	$\leq 0.02$	35	フェノール類含有量	$\leq 5$
14	1・2-ジクロロエタン	$\leq 0.04$	36	銅含有量	$\leq 3$
15	1・1-ジクロロエチレン	$\leq 1$	37	亜鉛含有量	$\leq 2$
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	$\leq 0.4$	38	溶解性鉄含有量	$\leq 10$
17	1・1・1-トリクロロエタン	$\leq 3$	39	溶解性マンガン含有量	$\leq 10$
18	1・1・2-トリクロロエタン	$\leq 0.06$	40	クロム含有量	$\leq 2$
19	1・3-ジクロロプロペン	$\leq 0.02$	41	大腸菌群数	$\leq 3,000$ 個/cm <sup>3</sup>
20	チウラム	$\leq 0.06$	42	窒素含有量	$\leq 120$ (日間平均60)
21	シマジン	$\leq 0.03$	43	燐含有量	$\leq 16$ (日間平均8)
22	チオベンカルブ	$\leq 0.2$			

#### 4. 地下水の水質調査

番号	項目
1	過マンガン酸カリウム消費量
2	電気伝導度